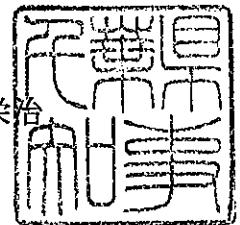




環 第 5 5 4 号  
平成 29 年 10 月 6 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

千葉県知事 鈴木 栄治



五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する  
意見について（通知）

平成 29 年 3 月 21 日付けで株式会社 JERA から送付された標記準備書に対する意見について、環境影響評価法第 20 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 13 の規定に基づき、別添のとおり提出しますので、事業者への指導について、よろしくお願ひいたします。



## 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する意見

対象事業実施区域は、東京湾臨海部の大規模な工場等が集中立地する京葉工業地帯に位置し、市街地にも近接しており、より一層の環境保全の取り組みが求められている地域である。さらに、近傍には、東京湾の生物多様性の観点からも重要な養老川河口干潟が存在する。

当該事業は、東京電力フル&パワー株式会社が管理する五井火力発電所に設置されている老朽化した既設火力発電設備6基（出力計188.6万kW）を、株式会社JERAが最新鋭のLNGコンバインドサイクル発電設備3基（出力計234万kW）に更新する計画である。なお、本事業の方法書手続きは平成22年に行われたが、一部事業計画が変更された後、準備書が提出されている。

については、これらの状況を踏まえ、科学的・客観的に根拠のある環境影響評価を行うとともに、本事業による環境への負荷のより一層の回避・低減を図るために、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

### 記

#### 1 全般にかかる事項

- (1) 方法書の時点から事業計画が変更されていることから、以下の内容を方法書の記載内容との比較により具体的に説明し、変更後の環境影響評価手法等の妥当性について明らかにすること。
  - ・事業計画の変更の経緯と変更内容
  - ・事業計画の変更に伴う環境要素などの変更点
  - ・事業計画の変更に伴う調査、予測及び評価の手法の変更点
- (2) 主に平成22～23年に実施された現地調査結果を使用していることから、より直近の状況を文献調査等により確認し、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、対象事業実施区域周辺で他に火力発電施設の新設が見込まれており、大気環境等に重疊的な影響が懸念されることも踏まえ、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

#### 2 大気環境にかかる事項

施設の稼働に係る排ガスについて、対象事業実施区域周辺は電力、石油化学、工業等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していることを踏まえ、さらなる環境への負荷の低減に努めること。

#### 3 水環境にかかる事項

- (1) 工事中の排水の水量、水質及び仮設排水処理設備での処理方法を明らかにし、予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の稼働に伴う一般排水について、放流先の東京湾は化学的酸素要求量等が環境基準を達成していない状況にあることを踏まえ、汚濁負荷の低減に努めること。
- (3) 施設の稼働に伴う温排水について、取放水温度差を適切に管理し、環境保

全措置を着実に実施すること。

#### 4 底質にかかる事項

取水口の前面海域において、底質中にダイオキシン類が高濃度で確認されていることから、浚渫工事に当たっては拡散防止措置を確実に実施するとともに、浚渫土砂の管理等を適切に行うこと。

#### 5 動物、植物、生態系にかかる事項

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺において、陸域・海域の動物及び植物の重要な種が確認されていることから、本事業の実施に伴う動植物・生態系への影響を最大限回避すること。
- (2) 海生生物について、主に平成22～23年に実施された現地調査結果を基に予測及び評価を行っていることから、より直近の生物相の状況を文献調査等により確認し、予測及び評価を行うこと。

#### 6 景観にかかる事項

- (1) 送電用鉄塔等、煙突以外の景観要素も含めた予測及び評価を行うこと。
- (2) 海上から工場区域を望む景観について観光資源としての重要性が増していることから、主要な眺望点に海域の1地点を加えて、予測及び評価を行うこと。

#### 7 廃棄物等にかかる事項

建設・解体工事の実施及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物について、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努めた上で、適正処理を行い最終処分量の削減を図ること。

#### 8 温室効果ガス等にかかる事項

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に係るベンチマーク指標の達成のための具体的な取組計画について明らかにすること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入など、発電技術以外の事業者の自主的な温室効果ガス削減への取り組みに努めること。
- (3) 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、先進的な二酸化炭素低減技術について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討していくこと。

#### 9 環境監視計画にかかる事項

残留塩素濃度について、冷却水に注入する次亜塩素酸ソーダに係る管理手法が明らかではないため、同管理手法を明らかにし、必要に応じ測定頻度等を再度検討すること。

## 10 事後調査にかかる事項

- (1) 対象事業実施区域周辺において、本計画と同時期の稼働を予定している火力発電所の建設が複数計画されており、大気質、水質について重畠的な影響が想定されることを踏まえ、施設の稼働に伴う以下の項目について事後調査を実施し、予測結果との比較を行うこと。
- ・大気環境中の窒素酸化物濃度
  - ・周辺海域における水温及び流況
- (2) 冷却水へ次亜塩素酸ソーダの注入を計画していること等から、海生生物について排水口前面海域における事後調査を実施すること。なお、施設稼働後との比較を行うため、工事着手前にも現況調査を行うこと。

## 11 その他

予測及び評価の根拠となる現地調査結果については、環境影響評価手続の趣旨を勘案して評価書に記載すること。